

障がい児者の生きる基盤となる「暮らしの場」の早急な整備を求める意見書

障がいがあるがゆえに、何らかの社会的支援がなければ生きていけない障がい児者は年々増加している。現行の障がい福祉施策は、居宅サービスはもちろん、グループホームや入所施設などの社会資源の絶対的不足が慢性化しており、結果として多くの障がい児者が家族の介護に依存した生活を余儀なくされている。家族に依存した生活の長期化は、精神的にも経済的にも相互依存をより助長し、障がい児者の自立をますます困難なものにしている。

平成26年1月、わが国政府は国連・障害者権利条約の締約国に加わった。条約には、第19条(a)「障害者が、他の者との平等を基礎として、居住地を選択し、及びどこで誰と生活するかを選択する機会を有すること並びに特定の生活施設で生活する義務を負わないこと」が明記されるとともに、第28条では「生活条件の不断の改善についての権利」をうたっている。

多くの障がい児者と家族は、社会からの孤立と家族依存、「老障介護」等の現実の中で、生きる基盤となる「暮らしの場」の早急な整備を切実に望んでいる。とりわけ、緊急時や同性介護に対応するヘルパー等の人材確保、緊急度の高い待機者が「長期のショートステイ（いわゆる『ロングショート』）」を余儀なくされている状況などは、早急に解決すべき課題であるといえる。

こうした深刻な現状を打開するために、地域で安心して暮らすために必要な社会資源の拡充を図り、障がい者が誰とどこでどのように暮らすのかを自由に選択できる状況を早急実現するよう、下記の事項を強く要望する。

記

1. 障がい児者が「暮らしの場」を選択できるよう、グループホームや入所施設・通所施設などの社会資源を拡充し、福祉人材を確保すること。
2. 入所機能を備えた地域生活支援拠点を国の責任で整備すること。
3. 前2項を実現するために、障がい者関係予算を大幅に増額し、施策の重要な担い手になっている地方公共団体を財政的に支援すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年3月23日

大阪府和泉市議会

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、内閣官房長官 殿